

第5分野 テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進

【基本認識】

- 科学技術は、我が国及び人類社会の将来にわたる持続可能な発展のための基盤である。近年、生成AI等の最先端のテクノロジーが急速に発展し、ビジネスや学術活動等において活用され始めるなど、既に我々の生活に大きな影響を及ぼしている。こうしたデジタル分野を始めとするテクノロジーの進展は、生産性の向上、就業環境の改善、生涯にわたる質の高い教育や医療の提供、行政サービスのアクセス向上等を通じて、女性も男性も暮らしやすく、多様な幸せ（well-being）が実現される男女共同参画社会の形成に大きく寄与していく可能性がある。また、テクノロジーの進展により性差による身体の負担を軽減することで、女性の就業分野の選択肢を広げることも見込まれる。一方で、テクノロジーは、その開発・利用の在り方によっては、社会経済における男女間の格差の拡大、性別役割分担意識の固定化、人権の侵害等を招き得るものであることについても十分考慮する必要がある。STEM分野等における女性の活躍推進、安全性、公正性や人権の尊重に配慮した開発、デジタルリテラシーの底上げ等により、男女が共にテクノロジーの発展に寄与し、性別にかかわらず、誰もがその恩恵を享受できるよう取り組むことが重要である。
- 科学技術・イノベーション政策、デジタル戦略、AI戦略、健康医療戦略等のテクノロジー関係の施策におけるジェンダー主流化と、雇用分野、両立支援、健康、生活の効率化、暴力の被害者支援への男女共同参画施策を進める上でのデジタル等のテクノロジー利活用促進を、車の両輪として進めることが重要である。男女共同参画の視点をテクノロジー施策に反映するとともに、その成果を柔軟な働き方、育児・介護等との両立、生涯にわたる健康等の実現に向けて利活用することを後押しする。
- 女性と男性では性差があり、表面的には男女に中立的な施策であっても、実際には一方の性の視点のみに立脚しており、もう一方の性には必ずしも適切に当てはまらず効果を十分に発揮できない場合があることについて、近年、新たな知見が蓄積されつつある。性差の視点を取り込むことによって創出される「ジェンダード・イノベーション」の取組を更に進めていく必要がある。
- 急速なテクノロジーの進展には、そのスピードに取り残される可能性（デジタル・デバイド）や、AIのもたらし得るリスク（AIエージェント等のAIの進展による労働代替の可能性、学習データの偏りによる固定的役割分担意識の固定化、AI技術の悪用によるディープフェイクポルノ等の人権侵害等）、SNS等のコミュニケーションツールの普及に伴い顕在化した課題（エコーチェンバー等による偏見・差別の助長、SNS等を通じた誹謗中傷等の人権侵害、SNSの利用に起因する性犯罪等の事犯等）等、負の側面があり、それが男女間で不均衡な影響を与えるなど、男女共同参画社会の形成を阻害し得ることに留意し、対応していく必要がある。
- これらの課題を解消しつつ、誰もがテクノロジーの恩恵を享受できるようにするためには、まずはデジタルをはじめとするテクノロジーを使いこなす人材の裾野を広げることが大切である。基礎的なデジタルリテラシーの獲得、生活を効率化し就労にも

寄与するデジタルスキルの習得、その先のデジタル分野への就労等、スキルレベルに応じた女性デジタル人材の育成が必要である。

- また、テクノロジーの進展を加速させるには、多様な視点や発想を取り入れていくことが重要であり、女性研究者・技術者がその能力を最大限に発揮できるような環境を整備することが求められる。現在、研究職・技術職に占める女性の割合は増加傾向にあるものの、研究者・技術者の前段階となる大学・大学院生における専攻分野別の女性比率を比較すると、理工系学部が低い。研究職・技術職は、職業人としての専門性を身に付けキャリアアップにつながる職種であり、女性の更なる参画拡大が望まれる。そのためには、分野ごと、地域ごとの課題を精査し、実効性のある対策実施を促進する必要がある。
- 女性研究者・技術者の裾野を広げると同時に、意思決定を行う理事長・学長・研究所所長等の経営層や現場のトップ、研究現場を主導する上位職への女性登用推進に向けた大学、研究機関、学術団体、企業等への積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組支援が必要である。
- 登用促進の前提として、女性を含む全ての研究者・技術者が研究活動を継続でき、長期的に最前線で活躍できるよう、男女双方に対する研究等と育児・介護等の両立支援や、研究・技術力の維持・向上に対する支援など、環境整備は不可欠である。
- 計画的・長期的に研究職・技術職に進む女性を増やすべく、児童・生徒、保護者、教員等における科学技術系の進路への興味関心や理解を全国的に向上させ、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を払拭するための理工系分野への興味を深める機会の提供や、情報提供等を通じた理工系分野への進学・職業イメージの向上等の取組により女性の理工系進路選択を促進し、次代を担う女性の科学技術人材を育成することも重要である。

<施策の基本的方向と具体的取組>

1 テクノロジー関連施策のジェンダー主流化、ジェンダード・イノベーションの推進及び安全・安心な利用環境の整備

（１）施策の基本的方向

- 科学技術・イノベーション政策、デジタル戦略、AI戦略、健康医療戦略等のテクノロジー関係施策のジェンダー主流化を図る。
- これまでの男性のデータを基準に行われてきた研究・開発プロセスを見直し、男女の心身の違いやニーズを踏まえ、性差を考慮した研究・技術開発を求める。
- 研究・開発のプロセスにおいて性別ごとのデータを習得し、性差分析を積極的に取り入れた研究プロジェクトを推進する。
- 研究者・技術者の多様性により、研究や開発における質の確保や持続可能性が高まり、かつ社会の多様な人々のニーズにより答えることが可能となる。テクノロジーを含む科学技術分野においては、女性研究者・技術者の割合が特に低く、女性人材の育成をより進める。
- テクノロジー進展の恩恵を誰もが享受できるよう利活用を支援する。特にデジタルスキルの活用を通じた女性デジタル人材の育成を加速化する。利活用に際しては、男女間の経済社会格差の拡大、デジタル空間における・誹謗中傷・ハラスメント等の人

権侵害等、負の側面に留意し、誰もが安全に、かつ安心して利用できる環境の整備に努める。

- コミュニティサイトやSNS等を通じたこども・若年層に対する性暴力を防止するため、これらのツール等に着目した被害の予防・拡大防止対策を推進する。
- インターネット上の性的な暴力やハラスメントに対しては、政府及び民間事業者等の多様な関係者の協働、広報啓発の推進等の総合的な取組により、自由なデータ流通や通信の秘密に係る理念等とプライバシー保護等の在り方を念頭に置きつつ被害の予防、迅速・着実な被害の救済に向けた取組を推進する。また、違法な性・暴力表現の流通等を防止するとともに、関係機関等と連携した広報啓発の推進等の適切な対応を行う。

(2) 具体的な取組

ア テクノロジー施策のジェンダー主流化及びジェンダード・イノベーションの推進

- ① 男女共同参画会議、総合科学技術・イノベーション会議及び日本学術会議の連携を強化するとともに、科学技術・イノベーション基本計画等テクノロジー関連の政府計画等において、男女共同参画及び女性活躍促進の視点を踏まえた方向性を明記する。(再掲)
- ② 各地域における交通やまちづくりの分野において、ジェンダー平等及びジェンダーの視点をあらゆる施策に反映する「ジェンダー主流化」を進めるため、業界の枠を超えた企業経営者や管理職、一般職員等の様々な階層の職員同士が交流を深め、横の連携を図ることのできるコミュニティの構築を推進することにより、女性活躍の取組や男女の異なるニーズを反映したサービス提供の促進を図る。
- ③ 女性用トイレの利用環境の改善に向けて、国内外の動向等の把握を進め、対策を推進する。
- ④ 性差等を考慮した研究・技術開発を実施し、より有効な研究成果を生み出し、その研究成果を社会の向上に役立てる。また、性差のみならず、性的指向・ジェンダーアイデンティティ、年齢、障害の有無、人種、地域性、経済的格差等の交差性も考慮することで、より多様な人々のニーズに対応しうる研究・開発体制の構築を検討する。
- ⑤ 女性が担うことの多い無償労働を代替・支援するAIやロボットの開発は女性の活躍を後押しする社会基盤の構築に資するため、積極的に取り組む。
- ⑥ 各大学の医学教育において、性差を考慮した医療に関する教育の充実を促すための検討を行う。
- ⑦ 女性の健康総合センターにおいても、各種研究事業を活用しながら、妊娠・出産を含めた女性の生涯にわたる健康課題に関わる研究等に取り組むとともに、リテラシーの向上も図りながら「ジェンダード・イノベーション」を推進する。
- ⑧ 国が関与する公募型の大型研究はもとより競争的研究費について、男女問わず責任者となれるよう、採択条件に、事業の特性も踏まえつつ、男女共同参画の視点の有無と取組状況を把握できる評価項目を設定する。
- ⑨ 国が関与する競争的研究費において、事業の特性も踏まえつつ、性差の視点を踏まえた研究の促進や採択条件に出産・育児・介護等に配慮した取組を評価する項目の設定を進める。
- ⑩ 多様な価値観を持つ評価者の育成や配置、研究現場における性別役割分担など固

定観念の打破、性別や年齢による差別がない人事運用や優秀な女性研究者のプロジェクト責任者への登用等を促進する。

イ 安全・安心なテクノロジーの利用環境の整備

- ① デジタル分野におけるジェンダー・ギャップを解消するため、就労やキャリアアップ、起業等に直結するデジタルスキルの習得支援及びデジタル分野への就労支援並びにこれらを支える社会基盤・環境の整備に取り組み、地域女性活躍推進交付金を始めとする財政支援その他の支援により後押しする。また、官民で実施している効果の高いデジタルスキル習得支援及び就労支援などの優良事例を事例集により周知・啓発し、全国各地域への横展開を図る。(再掲)
- ② インターネット上の違法・有害情報への対策として、大規模プラットフォーム事業者に対し削除対応の迅速化及び運用状況の透明化を求める、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）の適切な運用を図るなど、プラットフォーム事業者に対する実効的な対策を推進する。
- ③ インターネット上の性的な暴力やハラスメントの被害者にも加害者にもならないようにするという観点から、関係機関・団体等と連携して、安全・安心な利用のための広報啓発を行うとともに、ICTリテラシーやメディア・リテラシーの向上のための取組を推進する。特に、自画撮り被害を防止するため、若年層・児童生徒等や保護者に対する教育・啓発等の対策を総合的に推進する。
- ④ SNSに起因する事犯を防止するため、こどもの性被害等につながるおそれのある不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起・警告のためのメッセージを投稿する取組を推進するとともに、より効果的な手法の導入を検討する。
- ⑤ リベンジポルノやAI技術を悪用したディープフェイクポルノ等に関し、事案に応じて各種法令を適用することにより、違法行為に対して厳正に対処する。
- ⑥ インターネット上の私事性的画像記録、児童ポルノ画像や盗撮事犯に係る画像等の流通防止対策を推進する。また、インターネット・サービス・プロバイダによるブロッキング等の自主的な取組を引き続き支援し、児童ポルノ画像の閲覧防止対策を推進する。
- ⑦ インターネット上に拡散した画像の削除等について相談・通報を受け付ける窓口の周知に取り組む。

2 テクノロジーを含む科学技術分野における男女共同参画の推進

(1) 施策の基本的方向

- 大学や企業等において、意思決定を行う理事長・学長等の経営層、管理職や教授など現場のトップや、現場を主導する上位職に女性技術者を積極的に登用する。
- 女性研究者・技術者のキャリアパスの明確化や研修の充実等、女性リーダー育成を支援する。

(2) 具体的な取組

ア 科学技術分野における女性の採用・登用の促進及び研究力の向上

- ① 令和7（2025）年に改正された女性活躍推進法に基づき、同法の適用がある事業主（大学を含む。）における管理職に占める女性の割合の公表等を通じて、研究職や技術職として研究開発の分野で指導的地位に占める女性の割合を高める等、女性の活躍推進に向けた取組を推進するよう要請する。また、科学技術・学術関連機関の理事長・学長・研究所所長の女性比率を把握し、公表する。
- ② 科学技術・イノベーション基本計画における数値目標を踏まえ、科学技術・学術分野における女性の新規採用・登用に関する数値目標の達成に向けて、各主体（大学、研究機関、学術団体、企業等）が自主的に採用・登用に関する目標を設定し、その目標及び推進状況を公表するよう要請する。
- ③ 若手研究者含む女性研究者の比率向上や学長、副学長及び教授における女性登用を促進するため、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金をはじめとする大学への資源配分において、引き続きインセンティブを付与するとともに、女性を含む様々な人材が活躍できる環境整備のため、現在の仕組みの効果や課題も踏まえつつ、必要な施策を検討する。（再掲）
- ④ 国が関与する科学技術プロジェクト等における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組を推進するなど、科学技術・学術に係る政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。
- ⑤ 日本学術会議において、女性の会員比率及び連携会員比率の向上に努めるとともに、学術分野における男女共同参画を推進するため積極的な調査や提言等を行う。（再掲）
- ⑥ 研究者・技術者及び研究補助者等に係る男女別の実態を把握するとともに統計データを収集・整備し、分野等による差異、経年変化を分析し、改善策を見出す。

イ 科学技術分野における女性人材の育成等

- ① 女性研究者・技術者の採用の拡大や研究現場を主導する女性リーダーの育成に向けて、上位職へのキャリアパスの明確化、メンタリングを含めたキャリア形成支援プログラムの構築、その他女性研究者・技術者の採用及び登用に関する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組について、大学、研究機関、学術団体、企業等への普及を図る。
- ② 女性研究者・技術者の就業継続や研究力の向上に向けた女性研究者・技術者のネットワーク形成支援、メンター制度の導入、ロールモデル情報の提供、定期的な研修や相談窓口の活用及び各種ハラスメントのない職場環境の整備等を促進する。
- ③ 大学、研究機関、学術団体、企業等の経営層や管理職が多様な人材を活かした経営の重要性を理解し、女性研究者・技術者の活躍推進に積極的に取り組むよう、男女共同参画に関する研修等による意識改革を促進する。
- ④ 男女双方に対する研究と出産・育児、介護等との両立支援や、女性研究者の研究力向上及びリーダー経験の機会の付与、博士後期課程へ進学する女子学生への支援の充実等を一体的に推進する、ダイバーシティ実現に取り組む大学等を支援する。（再掲）

3 男女の研究者・技術者が共に働き続けやすい環境の整備

（１）施策の基本的方向

- 男女の研究者・技術者が、育児・介護等と研究・技術開発を両立できるよう、職場環境を整備する。

(2) 具体的な取組

ア 研究・技術開発と育児・介護等の両立に対する支援及び環境整備

- ① 大学、研究機関、企業等において、男女の研究者・技術者が正規・非正規等の雇用形態を問わずに仕事と育児・介護等を両立できるようにするため、長時間労働の解消、短時間勤務やフレックスタイム勤務、テレワークによる多様な働き方の推進、育児・介護等に配慮した雇用形態や両立支援制度の確立、キャリアプランや育児・介護等に関する総合相談窓口の設置など保育・介護サービスや病児・延長保育の確保等を促進する。(再掲)
- ② 男女の研究者向けの柔軟な勤務体制の構築や研究支援員の配置や家族帯同に関する支援制度など、女性研究者のみでなく男女が共に育児や介護を担っていくことへの支援を積極的に進める大学等を支援する。(再掲)
- ③ 育児・介護等により競争的研究費に係る研究から一時的に離脱せざるを得ない場合において、研究期間の延長や代行者・研究支援者の登用により研究を継続できるよう配慮した競争的研究費の運用を促進する。(再掲)
- ④ 競争的研究費の若手研究者向け支援事業の公募要領における年齢制限等において育児・介護等により研究から一時的に離脱した者に対して配慮した応募要件となるよう促す。(再掲)
- ⑤ 博士の学位取得者で優れた研究能力を有する者が、出産・育児による研究中断後、円滑に研究現場に復帰することができるよう支援する。(再掲)

イ 大学や研究機関におけるハラスメントの防止

- ① 大学や研究機関に対して、各種ハラスメントの防止のための取組が進められるよう必要な情報提供等を行うなど、各種ハラスメント防止等の周知徹底を行う。また、各種ハラスメントの防止のための相談体制の整備を行う際には、第三者的視点に加え、性別割合に配慮した担当者を配置するなど、真に被害者の救済となるようにするとともに、被害者の学修・研究環境を守る取組、再発防止のための改善策等が大学運営に反映されるよう促す。また、雇用関係にある者の間だけでなく、学生等関係者も含めた防止対策の徹底を促進する。(再掲)

4 女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成

(1) 施策の基本的方向

- 理工系分野の女性研究者・技術者を確保するためには、小・中・高等学校において、科学技術に女子児童・生徒が興味を持つような機会を増やす必要がある。
- 進路選択の際には、保護者や教員等身近な人から影響を受ける場合が多いことから、本人だけではなく、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の払拭を含め理工系分野への進路選択に関する保護者や教員等の理解促進を行う。

- 大学、研究機関、学術団体、企業等と連携し、女子児童・生徒、保護者及び教員に対して、理工系の進路選択がどのようなキャリアパスにつながるかについて十分な情報や体験を提供する。

(2) 具体的な取組

ア 次代を担う理工系女性人材の育成

- ① デジタル・グリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成に向けて、学部転換等の改革に踏み切る大学・高等専門学校（以下「高専」という。）を機動的かつ継続的に支援することで、成長分野への女子の進学者増を目指す。
- ② Society5.0の実現に向けてAIやIoT等のIT分野の教育を推進する。
- ③ スーパーサイエンスハイスクールの充実等、高等学校における理数系教育の強化を通じて、女子生徒の科学技術に関する関心を高める。
- ④ 理工チャレンジプログラムやロールモデルの提示等の取組について女子中高生・女子学生等への広報や周知を強化する。また、人口5万人未満の地域においては、理工系に対する興味を深める機会等が相対的に不足しているとの調査研究結果を踏まえ、当該地域において、ロールモデルによる出前授業を実施すること等により、女子中高生の理工系分野への進路選択の促進に取り組む。
- ⑤ 好事例やロールモデルの紹介等を通じ、理工系女性人材の育成について、企業による取組を促進する。
- ⑥ 女子学生の占める割合の少ない分野の大学入学者選抜において、理工系の女子などを対象とした入学者の多様性を確保する選抜の実施等に積極的に取り組む大学等に対して、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金による支援を行う。また、国立大学・高専の整備計画に応じて、女子学生の増加等に対応した施設整備の取組を着実に実施する。また、大学入学者選抜に係る好事例の収集・公表等のフォローアップを通じて、女子学生卒の確保等に積極的に取り組む大学の取組を促進する。
- ⑦ 女子生徒の理工系分野への進学を促進するため、全国各地の教育委員会や男女共同参画センターと連携して、女子児童・生徒、保護者・教員を対象として理工系分野に対する興味・関心を喚起する地域における取組を支援し、取組の成果等を全国に展開する。
- ⑧ 理工農系の女子学生の修学や卒業後の活躍機会の確保を目的として、大学が民間企業等と連携して行う取組を、好事例の収集・展開を通じて引き続き促進する。
- ⑨ 関係府省や経済界、学界、民間団体等産学官から成る支援体制等を活用した地域における意識啓発や情報発信等を実施し、地域の未来を担う理工系女性人材の育成や地方定着につながる取組を促進する。
- ⑩ 大学と小・中・高等学校が連携して授業開発・授業研究を行う際、男女共同参画の視点にも配慮するよう促す。
- ⑪ 未就学児がジェンダーバイアスにより自分の可能性を狭めてしまわないよう、幼少期の教育現場等における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に資する方策について周知・普及に努める。
- ⑫ 海洋人材の育成に当たっては、国立大学等が保有する船舶において、女性に配慮した環境整備を促進する。

イ 理工系分野に関する女子児童・生徒、保護者及び教員の理解促進

- ① 大学、研究機関、学術団体、企業等の協力の下、女子児童・生徒、保護者及び教員に対し、理工系選択のメリットに関する意識啓発、理工系分野の仕事内容、働き方及び理工系出身者のキャリアに関する理解を促すとともに、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の払拭に取り組み、女子生徒の理工系進路選択を促進する。